

## 特集：簡易専用水道の検査と管理

## 巻頭言

この数年M & Aを検討してきました。全国対応が今まで以上に要求されてきていることに加え、採用難がM & Aを検討する後押しになっていましたが、実際に経験するにつれ小規模の会社のM & Aの難しさが分かってきました。方向転換の時期だと思っています。

以前もM & Aについてはここで話してきましたが、実際に4件の交渉を経験し、小規模の、それも同業でない会社のM & Aがいかに難しいかを実感しました。難しい点はいろいろあるのですが、共通するのは、経営者が高齢の場合、締結間際に経営者としての自負が邪魔をします。一例をあげますと、退職金問題です。この2年間で4社と交渉してきましたが、その内3社は退職金規定がなく、そして1社は規定があっても引当をしていませんでした。規定がない3社の経営者は、元から退職金は支払う必要はないと言い張ります。しかし、このような会社は案外社歴が長く、正社員として働いている人も同じように勤続年数が長く、近く定年を迎えるような方も在籍しています。その時、いくら規定がないと云っても30年務めた人に退職金無しで退職させることが出来るものでしょうか。また引当をしていない会社は、引当をしていなくても赤字基調であり、一步間違えると従業員訴訟を起こされる可能性も考えられるのに、それ以前に株価や自分の退職金を考えています。そして最後は共通して「そんな価格では売れない」で終わりです。私の交渉力が無いことも原因であると思いますが、無理も損もする必要はありませんので、敢えて追うことはせず終了としました。

時間とエネルギーを少し消費してしまった感があります。今でも採用難は続いています。お客様は待つはくれません。最後の出店が2013年6月の東京で、ちょうど10年となります。その10年の節目に、方向性を変え再度自力での出店を決意しました。おかげさまでコロナ禍でもお客様からご依頼を頂き、今年9月より全国区のチェーン店様のお仕事が始まります。これで従来のお客様と併せて、マルマが手薄だった九州と北関東に相当数のお客様が出来ましたので、まず九州の充実と北関東への出店を準備したいと思います。それに合わせて九州での検査室の立ち上げも検討したいと思っています。その後は、支店間の穴埋めを行う予定です。自力での出店では一度失敗をしていますので、その経験を活かし二度と失敗をしない覚悟で臨みます。

何事も経験で、M & Aも実際に経験したから、また新たな考え方になったのであって、失敗ではありません（とりたい）。決意を新たに頑張ります。

(雅)

## 簡易専用水道の検査と管理

マンションやビルなどの大きな建物では、水圧や水量を調整するために、水道水を受水槽と呼ばれるタンクにためてから各階に給水するのが一般的です。飲料水の汚染は健康に直接影響するものであることから、一定規模以上の受水槽を持つ給水設備（簡易専用水道）の管理者には、水道法により定期的な検査や日常の管理が義務付けられています。それらが疎かになっていることも少なくありません。そこで今回のエムテックインフォメーションでは、簡易専用水道の検査と管理についてご紹介します。

### 簡易専用水道とは

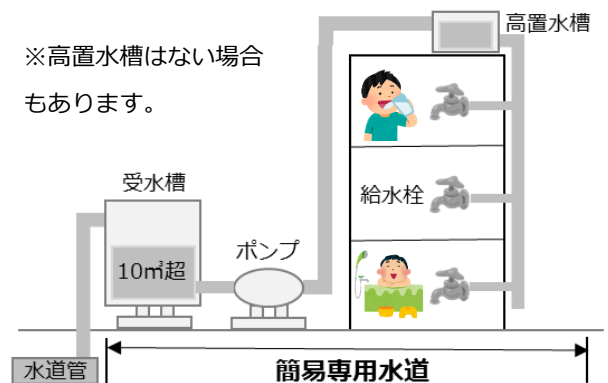
簡易専用水道とは、以下の条件を満たす給水施設をいいます。

- ①水源が水道水のみ
- ②受水槽に貯めて飲み水として利用
- ③受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>を超えるもの

※有効容量 10 m<sup>3</sup>以下のもの・・・「小規模貯水槽水道」

⇒水道法による規制はありませんが、多くの自治体で

簡易専用水道に準じた管理が推奨されています。



### 簡易専用水道検査

簡易専用水道の管理者は、年 1 回、「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」による検査を受けなければなりません（水道法 34 条の 2 第 2 項、水道法施行規則第 56 条）。

#### ①施設の外観検査

- (1) 水槽に汚水等の有害なものが混入しない状態か  
⇒水槽の亀裂、オーバーフロー管の状態などの確認を行います。
- (2) 水槽及びその周辺は清潔か  
⇒水槽の点検、清掃に支障がないか確認を行います。
- (3) 水槽内に堆積物や浮遊物質がないか  
⇒汚泥、赤さび、塗装の剥離などの有無の確認を行います。

<検査不適合の事例>

オーバーフロー管と排水管が  
直接連結している



#### ②水質検査

給水栓から採水し、下記の項目を検査します。

臭気	味	色	色度	濁度	残留塩素
異常な臭気が認められないこと	異常な味が認められないこと	異常な色が認められないこと	五度以下であること	二度以下であること	検出されること

#### ③書類検査

書類の整理、保存状況について検査します。

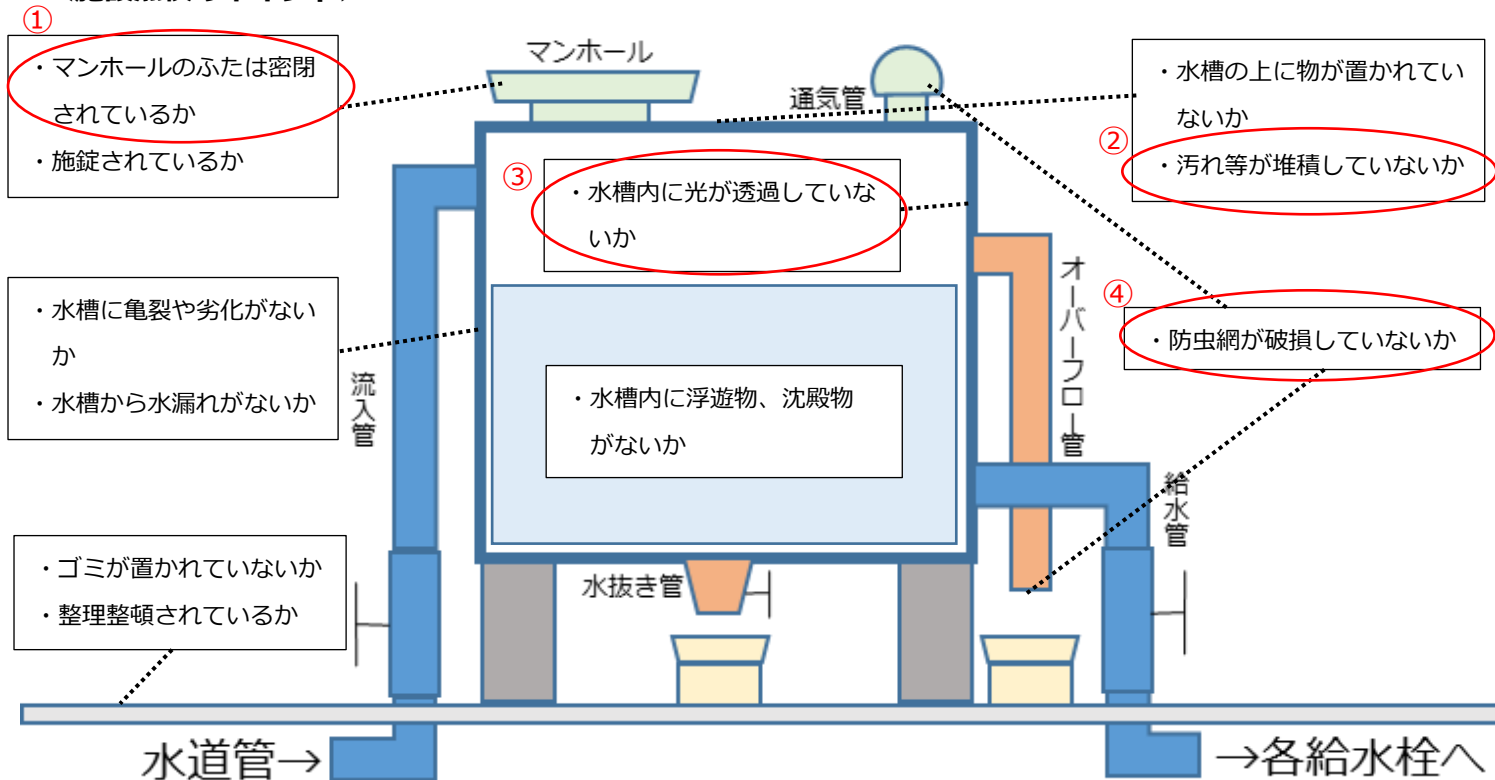
⇒施設の図面、水槽の清掃記録、施設の点検記録、水質検査の記録など



## 簡易専用水道の管理

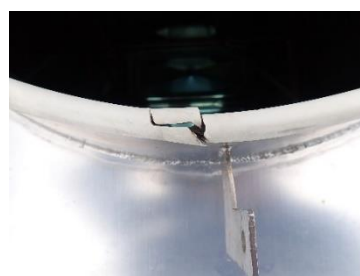
簡易専用水道の管理者は、検査を受ける以外にも年1回の水槽清掃、定期的な施設点検や水質確認、異常時の給水停止を行うことが義務付けられています（水道法34条の2第1項、水道法施行規則第55条）。その中で施設点検では注意すべきポイントが多くありますので、赤丸の項目の問題事例と共にご紹介します。

### <施設点検のポイント>



### <施設点検で問題があった事例>

#### ① マンホールのふたが密閉されていない



パッキンのあたり面が破損しており、虫やほこりが入り込むことで水が汚染される可能性があります。

#### ② 水槽上部に汚れが堆積している



水槽上部の汚れが通気管などから入り込むことで水が汚染される可能性があります。

#### ③ 水槽内に光が透過している



FRP 水槽の場合、表面の劣化により光が透過することがあり、水槽内に藻類が発生する可能性があります。

#### ④ 通気管の防虫網が破損している



防虫網が大きく破損しており、虫やほこりが入り込むことで水が汚染される可能性があります。

簡易専用水道検査、貯水槽清掃を承っています。  
まずは弊社までお問い合わせください。



## 害虫獣紹介

### トビズムカデ

5月になり、本格的に暑くなってきて窓を開けたまま寝ていませんか？そんな時に隙間からムカデが侵入してきて咬まれるという事件が毎年発生しています。今回はそんな危険なトビズムカデについて紹介します。

#### 生態

本州以南に分布し、体長 10～15 cm で、体は黒緑色、頭部と触角が黄赤色で 21 対の脚を持っています。昼間は廃材や瓦、石や腐葉相の下などの陰湿な所に潜み、夜になるとエサとなる昆虫やミミズを探すため活動します。

トビズムカデの平均寿命は 6～7 年で、5～6 月は生殖活動が活発になる時期です。一度に 20 個の卵を産卵し、1 ヶ月前後で孵化します。孵化した幼体は雌ムカデに自分で狩りができるようになるまでの約 2 ヶ月間は保護されながら活動します。親離れした幼体が成体になるまでには 3 年ほどかかります。



*Scolopendra subspinipes mutilans*  
(引用：日本ペストコントロール協会)

#### 被害

トビズムカデは、遮蔽物に沿って移動しながら屋内に侵入します。特に生殖活動が活発になる 5～6 月と、幼体が親離れする 9～10 月は、屋内への侵入頻度が高くなります。屋内に侵入すると天井裏に住み着く可能性があり、落ちてきたムカデが工場などでは異物混入の原因になったり、咬みつくことがあります。咬まれると激しい痛みを伴いながら炎症や腫れを起こし、痛みが 10 日ほど続きます。

#### 対策

トビズムカデは様々な殺虫剤に対して耐性があるため、専用のスプレータイプのピレスロイド系殺虫剤が有効です。また、粉剤や粒剤を建物周辺に散布することで、建物に近づかないようにすることも可能ですが、雨風や建物周辺の状況に応じて薬剤の選び方や散布方法にコツが必要なので専門業者に依頼することをお勧めします。また、咬まれた時はその箇所を水で洗い、ステロイド軟膏を塗るようにして下さい。アナフィラキシーショックが起こることもあるため、症状に応じて医師の診断を受けて下さい。

## 食中毒情報

今月は、件数としては寄生虫、患者数としてはノロウイルスを原因とした食中毒が最も多く発生していました。

今月は、低温調理された鶏肉を原因食品として、サルモネラの食中毒が発生していました。近頃人気の高まっている低温調理ですが、低温調理には加熱不足で食中毒を引き起こす危険性があるため、加熱による殺菌の正しい知識を身に付ける必要があります。測定しなければならない温度は食品のどの部分なのか、どのタイミングで時間を計り始めなければならないのかなど、知っておくべき知識が多くあります。専用の低温調理器を使う場合には、メーカーHPなどに「目標温度」や「食材の厚み」などに応じて設定値が示されていることも多いので、正しく守って食中毒の予防に努めてください。

### 全国食中毒発生状況 (4/15～5/14 新聞発表分等)

原因物質	件数	患者数
寄生虫	13	16
カンピロバクター	10	51
ノロウイルス	5	121
自然毒	4	7
不明・その他	5	115

『ひとつ、ふたつ…快適環境を生み出します』

**MARUMA MITEC**  
株式会社 **マルマ** エムテック衛生検査所

メールアドレス：info@maruma-ec.co.jp

本 社 / 〒430-0807 浜松市中区佐藤 2 丁目 5-11  
TEL：(053)464-6400 FAX：(053)465-4120  
東京支店 / 〒194-0005 東京都町田市南町田 2-15-14  
TEL：(042)850-6454 FAX：(042)850-6456  
静岡支店 / 〒422-8046 静岡市駿河区中島 960-1  
TEL：(054)202-0210 FAX：(054)202-0220

名古屋支店 / 〒496-0027 愛知県津島市津島北新開 234-2  
TEL：(0567)69-4080 FAX：(0567)69-4081  
大阪支店 / 〒555-0032 大阪府大阪市西淀川区大和田 3-5-6  
TEL：(06)6475-6550 FAX：(06)6475-6567